

岩手県告示第181号

学校法人等の行うことのできる収益事業の種類（平成21年岩手県告示第344号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
第1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） [略] 第2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） [略]	第1 私立学校法第19条第1項（同法第152条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき岩手県知事の所轄に属する学校法人及び同条第5項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） [略] 第2 収益事業の種類は、<u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	